盛岡市申請用

請求日 令 和 8 年 3 月 31 日

0歳児から2歳児クラスの第2子以降保育料
（盛岡市認可外保育施設保育料給付金）

支給申請書兼請求書

（盛岡市認可外保育施設保育料給付金支給申請書 兼
盛岡市認可外保育施設保育料給付金請求（精算）書）

盛岡市長　様

盛岡市認可外保育施設保育料給付金支給要綱第５に基づき、次のとおり給付金の支給を申請します。
併せて、盛岡市認可外保育施設保育料給付金支給要綱第８第１項の規定に基づき、次のとおり給付金を請求します。
なお、申請及び給付金の支払の審査に当たって次の事項に同意します。

１．申請者と助成の対象となる子どもが、盛岡市内に居住していることを盛岡市が住民基本台帳で確認すること。
２．施設の利用状況や保育料の支払い状況について、盛岡市が対象施設に確認すること。
３．申請者の世帯の構成状況を盛岡市が確認すること。

1. 請求者（保護者）

フリガナ		生年月日	□昭和 □平成　　年　　月　　日		
氏　名	↑ 請求者氏名は、自署してください。	子どもとの続柄		現住所	〒 電話

※この請求書の内容に関する連絡先が上記の方と異なる場合は、連絡先となる方について記入してください。

氏　名		子どもとの続柄		現住所	電話

2. 給付の対象となる子ども

フリガナ		生年月日	□平成 □令和　　年　　月　　日
氏　名			

3. 保育の必要性の事由

保育の必要性の事由	母	□ 就労　□ 妊娠出産　□ 疾病障がい　□ 看護介護　□ 災害復旧　□ 求職活動　□ 就学　□ 育休中継続利用　□ その他(　　)
	父	□ 就労　□ 疾病障がい　□ 看護介護　□ 災害復旧　□ 求職活動　□ 就学　□ 育休中継続利用　□ その他(　　)

4. 令和8年1月から3月の給付要件の状況

保育の必要性の事由	□　3.保育の必要性の事由 のとおりで期間中は変更はない。
世帯構成	□　期間中は世帯構成に変更はない。

5. 利用施設の状況

利用施設名		利用開始日	□平成 □令和　　年　　月　　日

6. 令和8年1月から3月の居住状況

□ 期間中は、盛岡市内に居住している。									
□ 期間中に、盛岡市外へ転出した。	→ 転出日	令和		年		月		日	
	→ 転出先の市区町村名			県				市・区・町・村	
	→ 施設の継続利用	□ 転出後も、５の施設を継続利用している。							
		□ 転出後は、５の施設を利用していない。							

7. 市から支払う給付金の振込先

上記1で記載した保護者の方の名義の口座を指定してください。
名義が異なる口座への振込を希望する場合は指定様式の委任状が必要です（上記1で記載した保護者の口座が利用できないなど、特別な事情がある場合に限ります）。

ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名（漢数字3桁）や口座番号が必要です。ゆうちょ銀行ホームページ等でご確認ください。

金融機関名		預　金　種　目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口　座　番　号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

8. 請求する給付金の額

請求額の計算は、添付の計算シートをご利用ください。
請求額が訂正された請求書は、受理しておりません。書き損じた場合は、請求書を再度作成してください。

請求額	円

※　裏面に続きます

9. 保育の必要性の事由

① 該当する保育の必要性の事由に✓いただき、保育の必要性の事由を証明する添付書類をご確認ください。

	母親の状況	父親の状況	提出時に必要な添付書類（※は市指定様式）
就労	☐ 外勤・内職（月平均48時間以上） ☐ 自営・農業（月平均48時間以上）	☐ 外勤・内職（月平均48時間以上） ☐ 自営・農業（月平均48時間以上）	就労証明書（※1）
妊娠・出産（申請時点）	☐ 有　（予定日） 令和　年　月　日		母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページの写し
疾病・障がい等	（疾病・障がい名） （手帳交付）☐ 有　☐ 無	（疾病・障がい名） （手帳交付）☐ 有　☐ 無	身体障害１～２級 精神障害１級 療育手帳 A 介護保険　要介護4～5 特別児童扶養手当１級 ↓ 障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し 上記以外 ↓ 診断書(※1)
介護・看護 被介護者名	（申請子どもとの続柄：　）	（申請子どもとの続柄：　）	
介護・看護 傷病・障害名			
介護・看護 受診等の状況	☐ 入院中 ☐ 通院・通所 （月・週　回程度） 施設名（　）	☐ 入院中 ☐ 通院・通所 （月・週　回程度） 施設名（　）	
災害復旧	（災害の状況）	（災害の状況）	子育てあんしん課へお問い合わせください。
求職活動等	（活動の内容） （退職時期※前職がある場合）	（活動の内容） （退職時期※前職がある場合）	不要（後日改めて書類提出を求めることがあります）
就学	（就学先） （期間） 令和　年　月　日まで	（就学先） （期間） 令和　年　月　日まで	在学証明書（専門学校、職業訓練校の場合は、在学証明書、受講決定通知書、時間割表）
育児休業中の継続利用	（期間） 令和　年　月　日まで	（期間） 令和　年　月　日まで	就労証明書（※1） （育児休業期間の記載があるもの）
その他	（保育を行うことが困難な事情等）	（保育を行うことが困難な事情等）	子育てあんしん課へお問い合わせください。

※1 就労証明書、診断書の様式は市指定様式である必要があります。

備考 助成対象見込となる旨の通知があった場合であっても、保育の必要性の事由が確認できない場合は、助成対象外となります。

② この申請（請求）書の添付書類をご用意ください。

☐ 請求額計算シート（市様式）

☐ 施設から発行された1月から3月分の保育料の領収証(原本。コピー不可)

☐ 保護者の保育の必要性の事由（①）を証明する書類（※2）

※2 「3.保育の必要性の事由」が、前回（10月から12月期）の支給期間と同じで、先の請求時に市あて提出済みの方は、添付不要です。

※3 申請子どものきょうだいの関係で、市子育てあんしん課あて提出済みである場合は、添付省略可能です。
添付を省略する場合は、当該きょうだいの名前と利用（申込）施設名を記載してください。

きょうだいの名前		施設の名称	

※ 支給申請書兼請求書　を提出する際は，必ずこのシートを添付してください。

盛岡市
保育料助成

0歳児から2歳児クラスの第2子以降保育料の請求額計算シート

1　月別請求額の計算

■令和8年1月分

① 請求できる金額の上限が下のA，Bのどちらに該当するか確認します。

A　月の初日から末日まで認定を受けていた場合　　月額 A　42,000　円

B　助成の対象期間が月の途中から始まっている、又は月の途中で終了している場合（転出入や月途中の就労など）

月額上限42,000円　×　月のうち対象期間の日数　　日　÷　31日　＝　B　　円

（例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入）　（10円未満の端数切捨て）

② 施設から発行された保育料の領収証から、助成の対象となる１月分の保育料の額を転記します。

【参考】領収証（盛岡市の参考様式で発行されている場合）　一部抜粋

「」欄に記載の施設の利用に要する費用として，下記のとおり領収しました。

	保育料①（盛岡市の助成対象となる保育料）	左記以外の費用②（教材費，給食費，行事費等）	領収金額（①+②）	摘要
月	30,000 円	5,000 円	35,000 円	
月	30,000 円	4,000 円	34,000 円	
月	30,000 円	5,000 円	35,000 円	
	90,000 円	14,000 円	104,000 円	

○支払った保育料のうち助成の対象となる額　②　　円

③ ①の上限額（A又はB）と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載します。

1月分請求額	③　　円

■令和8年2月分

① 請求できる金額の上限の確認

A　月の初日から末日まで認定を受けていた場合　　A　42,000　円

B　助成の対象期間が月の途中から始まっている、又は月の途中で終了している場合（転出入や月途中の就労など）

月額上限42,000円　×　月のうち対象期間の日数　　日　÷　28日　＝　B　　円

（例えば認定期間が18日から28日までなら11日と記入）　（10円未満の端数切捨て）

② 施設から発行された保育料の領収証から、助成の対象となる２月分の保育料の額を転記します。

○支払った保育料のうち助成の対象となる額　②　　円

③ ①の上限額（A又はB）と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載

2月分請求額	③　　円

■令和8年3月分

① 請求できる金額の上限の確認

A　月の初日から末日まで認定を受けていた場合　　A　42,000　円

B　助成の対象期間が月の途中から始まっている、又は月の途中で終了している場合（転出入や月途中の就労など）

月額上限42,000円　×　月のうち対象期間の日数　　日　÷　31日　＝　B　　円

（例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入）　（10円未満の端数切捨て）

② 施設から発行された保育料の領収証から、助成の対象となる３月分の保育料の額を転記します。

○支払った保育料のうち助成の対象となる額　②　　円

③ ①の上限額（A又はB）と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載

3月分請求額	③　　円

2　請求合計額の計算

上記１で計算したそれぞれの月の請求額を合計し、今回市へ請求する金額の合計を算出します。

1月分請求額	円	＋	2月分請求額	円	＋	3月分請求額	円	＝	今期請求額合計	円

表面（給付金請求書）の「8. 請求する給付金の額」欄に転記してください。

記載例

請求日 令 和 8 年 3 月 31 日

0歳児から2歳児クラスの第2子以降保育料
（盛岡市認可外保育施設保育料給付金）

支給申請書兼請求書

（盛岡市認可外保育施設保育料給付金支給申請書 兼
盛岡市認可外保育施設保育料給付金請求（精算）書）

盛岡市長 様

盛岡
併せ
なお

1.
2.
3.

【※ 御留意ください】
・訂正する場合は、該当箇所を二重線で抹消し、その脇に正しい内容と保護者氏名を自署してください。
ただし、「請求額」が訂正された請求書は受理できませんので、請求書を再作成してください。

・文書の改ざんが容易であること、また、温度変化により文字等が消えてしまう恐れもあることから、
請求書の作成に当たり、フリクションボールペン等の消去・修正可能な筆記用具は使用しないでください。

1. 請求者（保護者）

フリガナ	モリオカ タロウ	生年月日	□昭和 ☑平成 6 年 2 月 ○ 日		
氏 名	盛岡 太郎 ↑ 請求者氏名は、自署してください。	子どもとの続柄	父	現住所	〒020-0884 盛岡市神明町３－29 電話 090-XXXX-XXXX

※この請求書の内容に関する連絡先が上記の方と異なる場合は、連絡先となる方について記入してください。

氏 名	盛岡 月子	子どもとの続柄	母	現住所	上記と同じ 電話 080-XXXX-XXXX

2. 給付の対象となる子ども

フリガナ	モリオカ ハナコ	生年月日	□平成 ☑令和 5 年 3 月 ○ 日
氏 名	盛岡 花子		

3. 保育の必要性の事由

保育の必要性の事由	母	□ 就労 ☑ 妊娠出産 □ 疾病障がい □ 看護介護 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 就学 □ 育休中継続利用 □ その他( )
	父	☑ 就労 □ 疾病障がい □ 看護介護 □ 災害復旧 □ 求職活動 □ 就学 □ 育休中継続利用 □ その他( )

4. 令和8年1月から3月の給付要件の

保育の必要性の事由	☑ 3.保
世帯構成	□ 期間

施設の利用（在籍）開始日を記載してください。
月途中からの利用の場合、当該月分の助成額は日割り計算となります。利用開始日が分からない場合は、御利用の施設に確認してください。

5. 利用施設の状況

利用施設名	○○保育園	利用開始日	□平成 ☑令和 6 年 4 月 1 日

6. 令和8年1月から3月の居住状況

□ 期間中は、盛岡市内に居住している。		
☑ 期間中に、盛岡市外へ転出した。	→ 転出日	令和 8 年 1 月 5 日
	→ 転出先の市区町村名	岩手 県 滝沢 市 区・町・村
	→ 施設の継続利用	☑ 転出後も、５の施設を継続利用している。
		□ 転出後は、５の施設を利用していない。

今回の請求期間（３か月間）内に、盛岡市外へ転出している場合は、その内容を記載してください。市外へ転出している場合、当該月分の助成額は日割り計算となります。

7. 市から支払う給付金の振込先

上記1で記載した保護者の方の名義
名義が異なる口座への振込を希望す
がある場合に限ります）。委任状が必 事情

ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名（漢数字3桁）や口座番号が必要です。ゆうちょ銀行ホームページ等でご確認ください。

金融機関名			預金種目	☑ 普通 □ 当座	
内丸	銀行・信用金庫 農協・信用組合	第１ 支店 出張所	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
			口座名義(カタカナ)	モリオカ タロウ	

口座は１の請求者の口座としてください。

ゆうちょ銀行への振込の場合、通帳の記号、番号ではなく、他の金融機関からの受取口座としての店名、預金種目、口座番号を記載してください。詳しくはゆうちょ銀行ホームページを御覧ください。

利用くださ
請求額が訂正された請求書は、受理しておりません。書き損

請求額	67,000

9. 保育の必要性の事由

① 該当する保育の必要性の事由に✓いただき、保育の必要性の事由を証明する添付書類をご確認ください。

	母親の状況	父親の状況	提出時に必要な添付書類（※は市指定様式）
就労	☐ 外勤・内職（月平均48時間以上） ☐ 自営・農業（月平均48時間以上）	☑ 外勤・内職（月平均48時間以上） ☐ 自営・農業（月平均48時間以上）	就労証明書（※1）
妊娠・出産（申請時点）	☑ 有　（予定日） 令和　7　年　6　月　2　日		母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページの写し
疾病・障がい等	（疾病 （手帳		身体障害1～2級 精神障害1級 療育手帳 A 介護保険　要介護4～5 特別児童扶養手当1級 ↓ 障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し
介護・看護 被介護者名	（申請子どもとの続柄：　）	（申請子どもとの続柄：　）	
介護・看護 傷病・障害名			
介護・看護 受診等の状況	☐ 入院中 ☐ 通院・通所 （月・週　回程度） 施設名（　）	☐ 入院中 ☐ 通院・通所 （月・週　回程度） 施設名（　）	上記以外 ↓ 診断書(※1)
災害復旧	（災害の状況）	（災害の状況）	子育てあんしん課へお問い合わせください。
求職活動等	（活動の内容） （退職時期※前職がある場合）	（活動の内容） （退職時期※前職がある場合）	不要（後日改めて書類提出を求めることがあります）
就学	（就学先） （期間） 令和　年　月　日まで	（就学先） （期間） 令和　年　月　日まで	在学証明書（専門学校、職業訓練校の場合は、在学証明書、受講決定通知書、時間割表）
育児休業中の継続利用	（期間） 令和　年　月　日まで	（期間） 令和　年　月　日まで	就労証明書（※1） （育児休業期間の記載があるもの）
その他	（保育を行うことが困難な事情等）	（保育を行うことが困難な事情等）	子育てあんしん課へお問

保育の必要性の事由ごとの助成を受けられる期間については、チラシ（0歳児から2歳児クラスの第2子以降の保育料の請求手続きについて）を御確認ください。

※1 就労証明書、診断書の様式は市指定様式
備考 助成対象見込となる旨の通知があった場合

② この申請（請求）書の添付書類をご用

- ☑ 請求額計算シート（市様式）
- ☑ 施設から発行された1月から3月分の保育料の領収証(原本。コピー不可)
- ☐ 保護者の保育の必要性の事由（①）を証明する書類（※2）

きょうだいの保育施設の入所申込や、保育認定（2・3号、新2・3号認定）の関係で、市あて「保育の必要性の事由が確認できる書類（就労証明書など）」を提出済みの場合は、この申請書への添付を省略することができます。
その場合は、市で確認を行いますので、「きょうだいの名前」、「きょうだいの利用（申込）施設」を記載してください。

※2 申請子どものきょうだいの関係で、市子育てあんしん課あて提出済みである場合は、添付省略可能です。
添付を省略する場合は、当該きょうだいの名前と利用（申込）施設名を記載してください。

きょうだいの名前	盛岡　次郎	施設の名称	神明町保育園

※支給申請書兼請求書　を提出する際は，必ずこのシートを添付してください。

記載例

0歳児から2歳児クラスの第2子以降保育料の請求額計算シート

盛岡市 保育料助成

1　月別請求額の計算

■令和8年1月分

① 請求できる金額の上限が下のA，Bのどちらに該当するか確認します。

A　月の初日から末日まで認定を受けていた場合　　月額 A 42,000 円

B　助成の対象期間が月の途中から始まっている、又は月の途中で終了している場合（転出入や月途中の就労など）

月額上限42,000円　×　月のうち対象期間の日数 ＿ 日 ÷ 31日 ＝ B ＿ 円（10円未満の端数切捨て）

（例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入）

② 施設から発行された保育料の領収証から、助成の対象となる1月分の保育料の額を転記します。

【参考】領収証（盛岡市の参考様式で発行されている場合）　一部抜粋

「」欄に記載の施設の利用に要する費用として，下記のとおり領収しました。

	保育料①（盛岡市の助成対象となる保育料）	左記以外の費用②（教材費，給食費，行事費等）	領収金額（①+②）	摘要
1月	30,000 円	5,000 円	35,000 円	
6月	30,000 円	4,000 円	34,000 円	
月	30,000 円	5,000 円	35,000 円	
	90,000 円	14,000 円	104,000 円	

施設から盛岡市の参考様式で領収証が発行されている場合、太枠内の数字を転記してください。
（施設の独自様式で領収証が発行されている場合は，対象経費については施設にお問い合わせください）

○支払った保育料のうち助成の対象となる額　② 30,000 円

③ ①の上限額（A又はB）と②の額を比較し，少ない方の額を右欄に記載します。

1月分請求額 ③ 30,000 円

■令和8年2月分

月途中の転出入や就労期間が一月に満たない場合などで、助成の有効期間が月途中で終了（月途中から開始）している場合、助成の上限額は日割り計算となります。

例①：月途中から施設を利用開始した場合
42,000円×上記の利用開始日からの日数÷その月の日数

例②：月途中で盛岡市外へ転出した場合
42,000円×上記の転出日までの日数÷その月の日数

例③：月途中で退職した等、保育の必要性の事由に該当しなくなる場合
42,000円×上記の該当日までの日数÷その月の日数

本記載例では、申請書記載例における転出日が1/5（例②に該当）であることから、５日間としています。判断に迷う場合は、盛岡市子育てあんしん課あて御相談願います。TEL：019-626-7553

A 42,000 円

る場合（転出入や月途中の就労など）

B ＿ 円（10円未満の端数切捨て）

料の額を転記します。

② 30,000 円

載

2月分請求額 ③ 30,000 円

■令

A　月の初日から末日まで認定を受けていた場合　　A 42,000 円

B　助成の対象期間が月の途中から始まっている、又は月の途中で終了している場合（転出入や月途中の就労など）

月額上限42,000円　×　月のうち対象期間の日数 5 日 ÷ 31日 ＝ B 6,770 円（10円未満の端数切捨て）

（例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入）

② 施設から発行された保育料の領収証から、助成の対象となる３月分の保育料の額を転記します。

○支払った保育料のうち助成の対象となる額　② 30,000 円

③ ①の上限額（A又はB）と②の額を比較し、少ない方の額を右欄に記載

3月分請求額 ③ 6,770 円

2　請求合計額の計算

上記１で計算したそれぞれの月の請求額を合計し、今回市へ請求する金額の合計を算出します。

1月分請求額	30,000 円	＋	2月分請求額	30,000 円	＋	3月分請求額	6,770 円	＝	今期請求額合計	66,770 円

表面（助成金請求書）の「8. 請求する給付金の額」欄に転記してください。